

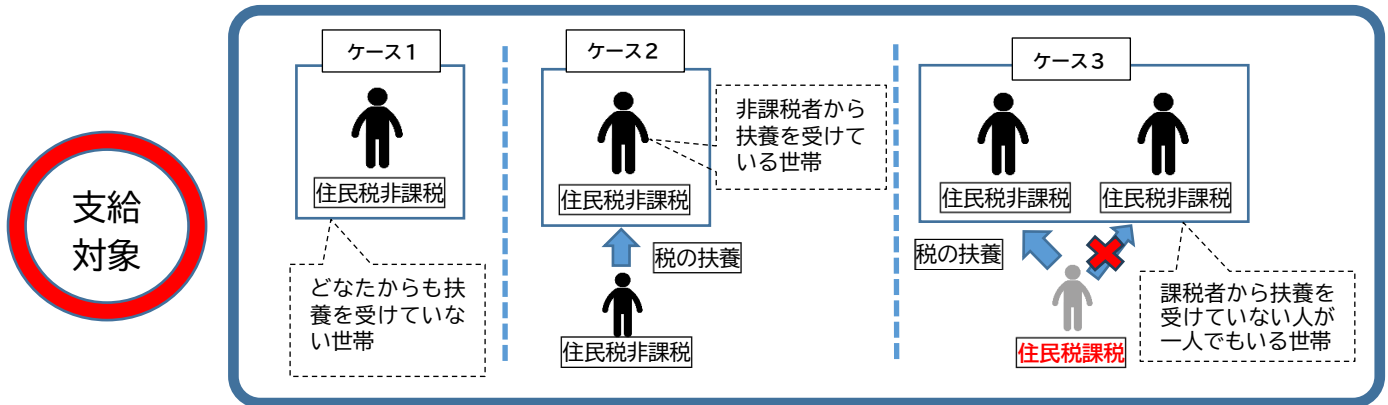
米沢市住民税非課税世帯物価高騰緊急支援給付金(追加分)

支給対象世帯について

⚠ 確認書が届いても、別紙「米沢市住民税非課税世帯物価高騰緊急支援給付金支給事業(追加分)の御案内」に記載した支給要件を一つでも満たさない場合、給付金は支給できません。(確認書の返送は不要です。)

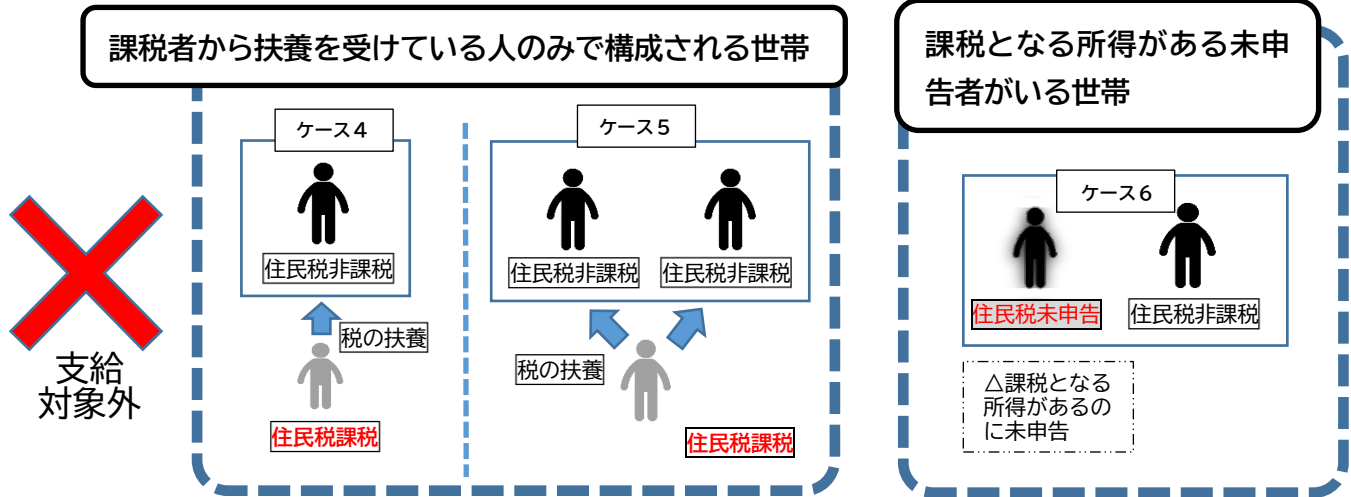
特に、**学生、就職1年目の人、子どもに扶養されている高齢者世帯、扶養者が単身赴任中の世帯**はご注意ください。

【支給対象の世帯例】



【支給対象外の世帯例】

確認書が送付されても対象にならない世帯があります。



※扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、ご家族に確認してください。

課税者から扶養を受けている人のみで構成される世帯として、下記の世帯などが該当します。

学生

別居している親（課税者）に扶養されている一人暮らしの学生の世帯

就職1年目の方

令和4年中は学生のため、親（課税者）に扶養されていた一人暮らしの就職1年目の方の世帯
※現在扶養を受けていなくても、令和5年度住民税上（令和4年中の収入に基づくもの）、扶養を受けている可能性があります。

子どもに扶養されている高齢者世帯

子ども（課税者）に扶養されている高齢者の世帯

扶養者が単身赴任中の世帯

別住所にて単身赴任している夫（課税者）に扶養されている妻と子のみの世帯